

八代市告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年2月21日

八代市長 中 村 博 生



1. 都市計画の種類及び名称

八代都市計画道路 3・4・11号 西片西宮線

2. 都市計画の変更に係る土地の区域

八代市西宮町字小寺、同町字高丸及び同町字階下の各一部

3. 縦覧場所

八代市建設部建設政策課及び市ホームページ